

平成28年第1回（2月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

# 会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

平成28年第1回（2月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室 諫早市鷺崎町221番地1

2 会 期 平成28年2月23日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
2	23	月	定 例 会	開会、議席の指定、会期決定、会議録署名議員の指名、議会運営委員会委員の選任、議案上程、説明、審議、討論、採決、閉会

4 付議事件表

議 案 番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		議席の指定について	2月23日	前 川 治 君 指
		会期決定の件	2月23日	2月23日の 1日と決定
		会議録署名議員の指名について	2月23日	西 口 雪 夫 君 土 井 信 幸 君 指
		議会運営委員会委員の選任について	2月23日	前 川 治 君 指
報 告 第 1 号	本会議	専決処分の報告について（県央地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）	2月23日	報 告 受 理
議 案 第 1 号	本会議	専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）	2月23日	承 認
議 案 第 2 号	本会議	県央地域広域市町村圏組合情報公開条例	2月23日	原 案 可 決

議案第3号	本会議	県央地域広域市町村圏組合個人情報保護条例	2月23日	原案可決
議案第4号	本会議	県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例	2月23日	原案可決
議案第5号	本会議	県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	2月23日	原案可決
議案第6号	本会議	県央地域広域市町村圏組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	2月23日	原案可決
議案第7号	本会議	県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例	2月23日	原案可決
議案第8号	本会議	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	2月23日	原案可決
議案第9号	本会議	情報公開審査会等の事務の委託に関する規約を定める協議について	2月23日	原案可決
議案第10号	本会議	平成27年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)	2月23日	原案可決
議案第11号	本会議	平成28年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算	2月23日	原案可決

○ 出席議員（15名）

1番 北坂秋男君  
2番 千住良治君  
3番 相浦喜代子君  
4番 田川伸隆君  
5番 西口雪夫君  
6番 土井信幸君  
7番 北島守幸君  
8番 伊川京子君  
9番 村上信行君  
10番 朝長英美君  
11番 北村貴寿君  
12番 前川治君  
13番 大久保正美君  
14番 村上秀明君  
15番 山口隆一郎君

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席したもの

管理者	宮本 明雄 君	副管理者	園田 裕史 君
副管理者	金澤秀三郎 君	監査委員	佐藤 忠道 君
事務局長	北村 雅史 君	消防長	西原 直之 君
次長兼消防総務課長	川原 敦 君		
総務課長	野田 一男 君	事業課長	川上謙次郎 君
諫早署長	城下 和美 君	大村署長	福島 錦哉 君
小浜署長	富岡 正英 君		

○ 議会関係出席者

書記長 野田 一男 君  
書記 江頭 英敏 君

午後3時00分開会

○議長（山口隆一郎君）

ただいまから、平成28年第1回 県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思いますので、御了承ください。

○議長（山口隆一郎君）

これより議事日程第1号により議事に入ります。

日程第1、「議席の指定について」を議題といたします。

議席の指定については、雲仙市の改選により、前松尾文昭議員に代わりまして、前川治議員が選任されました。

議席は、県央地域広域市町村圏組合議会申し合わせ事項により、前松尾文昭議員に代わりまして、前川治議員を12番の席に、指定いたします。

○議長（山口隆一郎君）

次に、日程第2、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員に、

5番 西口 雪夫 議員

6番 土井 信幸 議員

以上二名を指名いたします。

○議長（山口隆一郎君）

次に、日程第4、「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会の選任については、組合議会委員会条例第5条の規定により「議長が会議に諮って指名する」となっております。

欠員となっております雲仙市から1名の選出となりますので、前松尾文昭議員に代わりまして、前川治議員を新しく、議会運営委員会委員に指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

#### ○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、前川治議員を議会運営委員に、決定いたしました。

次に、総括的に管理者の説明を求めます。

#### ○管理者（宮本明雄君）

本日ここに、平成28年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃より、組合運営に御理解と御協力をいただき、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

本組合におきましては、「常備消防及び救急業務」、「不燃物の処理業務」を適正に遂行し、圏域住民の皆様の安全安心、環境衛生の向上に努めております。

特に、常備消防及び救急業務につきましては、圏域の皆様の期待も大きく、今後とも、業務の高度化、専門化に的確に対応し、皆様の期待と信頼に応え得る消防サービスを提供してまいりたいと思っております。

平成27年4月1日より供用開始いたしました諫早消防署新庁舎、デジタル化を図りました消防救急無線及び高機能消防指令システムにつきましては、支障なく順調に業務を行っております。

諫早消防署新庁舎につきましては、圏域の皆様の関心も高く、平成28年1月末現在で、70団体、見学者数にして2,437名の方々が見学に来署いただいております。

併せて整備いたしました新指令システムの運用開始により、119番通報とほぼ同時に災害点の確認が可能となり、緊急車両の速やかな出場ができるようになりました。

また、出場車両のリアルタイムな位置情報が地図上で把握できるようになり、現場への誘導も速やかに行うことができ、迅速な業務の遂行に効果を発揮いたしております。

さらに、災害現場到着までの所要時間も表示されるため、通報者等への所要時間の説明ができることで、緊急時での安心感を与える効果を上げております。

長崎医療センター内の人材育成センターに併設整備いたしました大村消防署久原分署につきましても順調に運用を行っており、大村市の南部地域の消防力強化に貢献しております。

続きまして、平成27年の火災・救急の概況でございますが、本組合消防本部が取りまとめました概況によりますと、火災件数につきましては、平成26年より12件少ない67件となっております。

最も多いのが建物火災で38件、野焼きや火入れなどその他火災が20件、車両火災が7件、林野火災が2件となっております。

今後も、住宅用火災警報器の未設置家庭への更なる周知等、圏域の皆様への火災予防指導を徹底し、安全安心を守る活動に努めてまいります。

救急出動件数につきましては、平成26年より409件増加し、10,186件となり、統計を取り始めました昭和47年以降、初めて1万件を突破して、過去最高となっております。

前年よりも増加しておりますのが、諫早市と大村市で、それぞれ前年比で、5.1%、7.0%の増を示しております。

実数といたしましては、諫早市が259件増の5,346件、大村市が227件増の3,459件となっております。

雲仙市につきましては、26年は大幅な増を示しておりましたが、27年は前年より77件減の1,377件となっております。

搬送人員は9,698人で、平成26年より315人の増となっております。

増えた要因でございますが、傷病程度別で申しますと、軽症者の搬送が前年より282人、率にしますと9.5%の増加となっております。

全体の割合としては、例年と変わらず、緊急性が高くない軽症者の利用が約33%を占める状況となっております。

緊急時における救急車の出動に支障を来たすことがないよう救急車の正しい利用につきましても、広報活動等を通じ、圏域住民の皆様への周知を図っていきたくと考えております。

搬送者の内訳でございますが、高齢者が全体の約57%を占める状況でございます。

年々、高齢化率が高くなっている状況でもございますので、今後ますます高齢者の割合が高くなるものと思っております。

不燃物の処理業務につきましては、諫早市、雲仙市の協力のもと、搬入された不燃性廃棄物の適正処理とリサイクル率の向上に努め、処理業務を行っております。

今後も、両市との連携に努め、適正処理とリサイクル率の更なる向上を目標に事業の

推進を図ってまいりたいと思っております。

なお、今議会におきまして、マイナンバー制度の運用開始に伴い、個人の権利利益を制度的に保護するための個人情報保護条例、行政文書の公開及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めた情報公開条例の制定の他、関連法の改正に伴う条例の一部改正等につきまして審議をお願いいたしております。

提出しております各議案等につきましては、事務局長より説明致させますので、御了承を賜りたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、私からの総括説明を終わらせていただきます。

### ○議長（山口隆一郎）

次に、日程第5、報告第1号「専決処分の報告について（県央地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

### ○事務局長（北村雅史君）

報告第1号 「専決処分の報告について（「県央地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」及び「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例」の一部を改正する条例）」につきまして、御説明いたします。

本件は、「管理者の専決処分にする軽易な事項の指定について」第1号に基づき、専決処分し、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

本件は、行政不服審査法の全部改正と地方公務員法の一部改正が行われ、平成28年4月1日から施行されることとなっておりますが、この施行に伴い、当該法律に条ずれ及び項ずれが生じることから、当該条項を引用している本組合の関係条例について所要の改正を行ったものでございます。

第1条は、「県央地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」について、地方公務員法の改正に伴い、条例第1条中地方公務員法「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めたものでございます。

第2条は、「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例」について、地方公務員法の改正に伴い、条例第1条中地方公務員法「第24条第6項」を「第24条第5項」に、また行政不服審査法の改正に伴い、条例第20条の3第4項中行政不服審査法「第18条又は第54条」を「第18条第1項本文」に改めたものでございます。

附則は、この条例の施行日を平成28年4月1日としたものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御了承いただきますよう、お願いいたします。

○議長（山口隆一郎君）

これより報告第1号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって報告第1号に対する質疑を終結いたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

報告第1号につきましては、以上をもって御了承願います。

次に、日程第6、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）」について、御説明いたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、県央地域広域市町村圏組合の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

本案は、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行されることに伴い、本組合の職員の退職手当に関する条例の一部改正について平成27年9月28日に専決処分を行ったものでございます。

改正の主な内容につきましては、お手元の新旧対照表のとおり、第3条第2項の自己都合退職時の退職金の基本額の算定における傷病の取扱いに関する根拠法について、「地方公務員等共済組合法第84条第2項」を「厚生年金保険法第47条第2項」に改めたものでございます。

また、施行日につきましては、年金制度の一元化への切替日である平成27年10月

1日としたものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、裁決いたします。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）」は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第1号は、原案どおり承認されました。

次に、日程第7、議案第2号「県央地域広域市町村圏組合情報公開条例」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

議案第2号「県央地域広域市町村圏組合情報公開条例」について御説明いたします。本案は、行政機関の保有する情報公開に関する法律第25条の規定に基づき、組合の保有する行政文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、行政文書の公開及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、組合行政に対する理解と信頼を深め、もって住民参加による公正で開かれた組合行政を推進するため、本条例を制定しようとするものでございます。

第1条から第4条は、条例の目的、用語の定義、実施機関及び利用者の責務について

定めるものでございます。

第5条から第17条は、行政文書の公開を請求する権利を有するものの範囲、非公開情報、公開決定を行うべき期限、その他の手続について定めるものでございます。

第18条から第33条は、審査請求事件があった場合に審査会へ諮問すること、審査会の設置、運営等について定めるものでございます。

第34条から第38条は、行政文書の管理、公開請求等をしようとする者に対する情報の提供、施行の状況の公表等について定めるものでございます。

第39条は、情報公開審査会委員の守秘義務違反の罰則について定めるものでございます。

附則第1項は、この条例の施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、第21条の規定に関わらず、当分の間、情報保護審査会を置かず、審査請求に関する事務は諫早市情報公開・個人情報保護審査会に委託するものとしてございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長（山口隆一郎君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。

#### ○土井信幸君

3点お尋ねいたします。この条例を今提案してありますけれども、今までに情報公開の例があったのかどうか、1点。次に、6ページの公益上の理由による裁量的公開は、どういう場合を想定しているのか御説明をお願いいたします。最後の附則でございますが、14ページの21条の規定に関わらず当分の間、審査会を置かないものとし、とは当分の間の説明、置かない理由の説明をお願い致します。

#### ○事務局長（北村雅史君）

1点目は、これまでの実績という趣旨だったと思いますが、身内が救急車で搬送された時の状況はどうだったのですかと、お尋ねにすることがあっております。また保険会社が保険の処理関係でお尋ねがあるということもあるようです。

一般の市役所等の行政文書とは少し趣旨が違うかとは思いますが、今まではそういう事例があったと聞いております。今後とも大きな情報公開は想定し難いとは思いますが、構えとしてはあるべきだということで、今回条例制定を目指そうとしたところでござい

ます。

3点目の当分の間の意味合いについてですが、法律的にこのような文言を使っておりますが、本組合では審査会に付するような案件の発生がおそらくないであろうということや、小さな組織では委員の確保や運営が厳しいところがございます。また条例も諫早市の条例に準拠して作らせていただいております。法律関係の相談につきましても、諫早市の総務課の法令担当の職員を併任している等の関係から、諫早市にご協力いただいて、諫早市の審査会で万が一何かあった時は審査をお願いするという方向で調整が進んでいるところがございます。あくまで法律用語上の当分の間でございます、現実的には期限なしで諫早市にお世話になりたいと考えているところがございます。

9条の公益上の理由による裁量による公開ですが、法令や条例、政令の規定、国の機関等による審理によって公開することが出来ない部分について対象になる事案があるかどうかということになってくるかと思っております。

#### ○土井信幸君

裁量的公開は、犯罪で何かあったときに裁判所や警察から公開を求められた時に、公開することだと思っておりましたが、それとは違うのですか。

#### ○事務局長（北村雅史君）

特段、犯罪ということでは無いと思いますが、災害などで安否の確認で使う部分はあるかと思いますが、これが適切な事例かはわかりません。

個人情報であっても公益上公開することによって、プラスがあると判断される場合がでてくるかと思えます。

#### ○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

#### ○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、裁決いたします。

議案第2号「県央地域広域市町村圏組合情報公開条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第2号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第8、議案第3号「県央地域広域市町村圏組合個人情報保護条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

議案第3号「県央地域広域市町村圏組合個人情報保護条例」について御説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律第11条第1項の趣旨に基づき、またマイナンバー制度の運用開始に伴い、本組合が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示請求等の権利を明らかにし、組合行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、条例を制定しようとするものでございます。

第1条から第3条は、条例の目的、用語の定義、実施機関の責務について定めるものでございます。

第4条から第14条は、実施機関が保有する個人情報の取扱いについて、保有、収集、電子計算機による処理、目的外利用と提供する場合の制限、個人情報収集の際の利用目的の明示、実施機関の職員等の義務を定めるものでございます。

第15条は、個人情報の取扱い事務について、事務の名称、利用目的、記録項目、収集方法等を記載した個人情報取り扱い事務台帳を作成し、一般の閲覧に供することについて定めるものでございます。

第16条から第42条は、自らを本人とする個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求とこれに対する措置等について定めるものでございます。

第43条から第58条は、審査請求事件があった場合に審査会へ諮問すること、審査会の設置、運営等について定めるものでございます。

第59条から第62条は、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供、施行の状況の公表等について定めるものでございます。

第63条から第67条は、実施機関の職員等が、個人情報を正当な理由がないにもかかわらず提供した場合や職務以外の目的で収集したときなどの罰則について定めるものでございます。

附則第1項は、この条例の施行日を平成28年4月1日と定めるものでございます。

附則第2項は、本条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報取扱事務の届

出における経過措置を定めるものでございます。

附則第3項は、第46条の規定に関わらず、当分の間、審査会は置かず、審査請求に関する事務は諫早市情報公開・個人情報保護審査会に委託するとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（山口隆一郎君）**

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（山口隆一郎君）**

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（山口隆一郎君）**

なければ、これをもって討論を終結し、裁決いたします。

議案第3号「県央地域広域市町村圏組合個人情報保護条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（山口隆一郎君）**

御異議ありませんので、議案第3号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第9、議案第4号「県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（北村雅史君）**

議案第4号「県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

本案は、行政不服審査法の施行（平成28年4月1日）に伴い、本組合の手数料条例について所要の改正を行うものでございます。

具体的内容については、新旧対照表をご覧ください。

第2条については、第1項第5号として「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」

第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による交付 別表第3」を追加するものでございます。

これは、行政不服審査法の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料について定めるものでございます。

また、条例第3条については、「申請」の次に「又は交付」を加えるものでございます。

その他、所要の字句の修正を行おうとするものでございます。

具体的な手数料については、議案第4号の中程の表のとおりでございます。なお、施行期日は、平成28年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、裁決いたします。

議案第4号「県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第4号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第10、議案第5号「県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

議案第5号「県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

本案は、行政不服審査法の改正が行われたことに伴う改正、及び本条例中の整合を図るうえでの所要の改正を行うものでございます。

条例第5条の2第2項については、参照条項のずれの修正を行うものでございます。

条例第10条第2項については、条例第6条の4第4項で自己都合退職者で、勤続期間が9年以下の者はゼロ、と規定しておりまして重複した規定となっているため、整理を行う上での改正を行うものでございます。

条例第14条の2第4項においては、行政不服審査法の改正に伴い、行政不服審査法「第18条又は第54条」を「第18条第1項本文」に改めるものでございます。

なお、施行期日は、平成28年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第5号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、裁決いたします。

議案第5号は、「県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第5号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第11、議案第6号「県央地域広域市町村圏組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

議案第6号「県央地域広域市町村圏組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

本案は、本組合職員に対する旅費の支給について、実態に即した内容に改めるとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容をご説明したいと思いますので、新旧対照表をご覧ください。

第1条については、地方公務員法の改正に伴う引用条項の項ずれに伴うもので、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものでございます。

実態に即した改正内容といたしましては、「扶養親族の旅費及び移転料」について、運用の実態がなく、今後も運用の可能性がないことから、関係条文中の該当部分を削除するものでございます。関係条項は、第2条、第3条、第6条、第9条、第10条、第23条及び第26条でございます。

また、現行条例の第25条においては、圏域内旅行について、一定の条件を超える場合には、公用車使用時においても支給している旅費を廃止し、公務上の必要により特に鉄道賃、車賃を要する場合のみ、実費額を支給することに改め、第23条とするものでございます。

併せて、その他関連する条項の改正、及び所要の字句の修正を行うものでございます。

なお、施行期日は、平成28年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、裁決いたします。

議案第6号は、「県央地域広域市町村圏組合職員の旅費に関する条例の一部を改正す

る条例」は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第6号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第12、議案第7号「県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

議案第7号「県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

本案は、消防法施行令に基づく、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正が平成27年11月13日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

今回の消防法施行令に基づく省令の改正の主な点は、今日の厨房設備として普及してきている機器を対象設備とするもので、新たにグリドルを追加し、電磁誘導加熱式調理器（IHクッキングヒーター）及びその複合品について「5.8kw以下」の区分が追加（従来は4.8kw以下）されたものでございます。

追加項目については、新旧対照表のp10～p11にグリドルについて記載しております。またp12～p13に電磁誘導加熱式調理器（IHクッキングヒーター）の5.8kw以下の追加について、それぞれ記載されているとおりでございます。

その他、別表第3関係について、所要の規定の整理を行うものでございます。

なお、施行期日は、平成28年4月1日とするものでございます。

グリルとグリドルの違いにつきましては議案第7号資料に示すとおりでございまして、通常グリルはご家庭の魚焼き器のように、両サイドと上の3面から熱が加わる構造になっております。グリドルは下からも暖め4面から暖めます。これがグリルとグリドルの違いでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

**○議長（山口隆一郎君）**

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

**○議長（山口隆一郎君）**

なければ、これをもって討論を終結し、裁決いたします。

議案第7号「県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例」原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長（山口隆一郎君）**

御異議ありませんので、議案第7号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第13、議案第8号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（北村雅史君）**

議案第8号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」について、御説明いたします。

本案は、提案理由にも記載しておりますように、平成28年3月31日をもって北松南部清掃一部事務組合（佐世保市と佐々町で構成）が解散することにより、長崎縣市町村総合事務組合を組織する団体の数が減少することに伴う規約の変更を地方自治法第286条第1項の規定により当該規約を変更するため、同法第290条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（山口隆一郎君）**

これより議案第8号に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、裁決いたします。

議案第8号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第8号は原案どおり可決されました。

次に、日程第14、議案第9号「情報公開審査会等の事務の委託に関する規約を定める協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

議案第9号「情報公開審査会等の事務の委託に関する規約を定める協議について」について御説明いたします。

本案は、先ほど議案第2号及び議案第3号でご説明いたしましたとおり、県央地域広域市町村圏組合情報公開条例に基づく情報公開審査会、及び県央地域広域市町村圏組合個人情報保護条例に基づく個人情報保護審査会に関する事務の管理及び執行については、各条例の暫定措置の規定に基づきまして諫早市情報公開・個人情報保護審査会に委託することとしております。これらに加えて行政不服審査法に基づく審査会をあわせたところで、諫早市情報公開・個人情報保護審査会に委託をするに当たり、当該事務の委託に係る規約を定めることについて、地方自治法第292条の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議決を受けようとするものでございます。

委託に関する規約の要旨といたしましては、第1条は、委託事務の範囲について、第2条は、管理及び執行の方法について、第3条は、経費の負担について、第4条は連絡会議についてそれぞれ定めております。

また、第5条は、条例等の改廃の場合の措置について、第6条は、その他必要な事項について、それぞれ定めております。

なお、施行期日は、平成28年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第9号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、裁決いたします。

議案第9号「情報公開審査会等の事務の委託に関する規約を定める協議について」は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第9号は原案どおり可決されました。

会議を保留し、しばらく休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後4時5分再開

○議長（山口隆一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第15議案第10号「平成27年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

議案第10号「平成27年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」

について、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,225万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億3,903万6千円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、4ページの「第2表 地方債補正」をご覧ください。補正前の限度額1億6,340万円から510万円を減額して、1億5,830万円とするもので、これは消防車・救急車の車両更新に伴う事業費の確定によるものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、御説明いたします。まず、歳出から説明させていただきます。予算書は12ページからとなっております。説明は、議案第10号資料により行わせていただきますので、資料の1ページをお開き頂き、表の左側の歳出の欄をご覧ください。

2款 総務費は、500万円の増でございます。内訳といたしましては、前年度繰越金500万円を財政調整基金として積立を行うものでございます。

次に、資料の2ページをご覧ください。3款 衛生費は、2,000万円の増でございます。内訳といたしましては、前年度繰越金2,000万円を施設整備基金として積立を行うものでございます。

次に、資料の3ページをご覧ください。4款 消防費は、4,988万9千円の増でございます。内訳でございますが、消防運営費につきましては、前年度繰越金5,000万円の消防施設整備基金への積立と、昨年4月に開署いたしました大村消防署久原分署の賃借料の確定に伴う11万1千円の減となっており、合計4,988万9千円の増額を行うものでございます。久原分署につきましては、独立行政法人国立病院機構長崎医療センターが所有する人材育成センターの一部を借用するというので賃貸契約を行っているものでございます。

次に、資料の4ページをご覧ください。5款 公債費は、1,263万3千円の減でございます。内訳といたしましては、26年度に借入れた起債の償還利率の確定により減となっております。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。資料の1ページの下の表をご覧ください。歳入は、先ほどご説明いたしました歳出の確定に伴って財源構成等について補正を行おうとするもので、総額6,225万6千円の増額となっております。

内訳といたしましては、負担金で1,250万6千円の減、国庫支出金で189万8千円の増、基金繰入金で41万円の減、繰越金で7,837万4千円の増、組合債で5

10万円の減となっております。

今回の補正第1号につきましては、事業費の確定及び利子の確定、それらに伴う財源の組み換え、基金への積立て、及び構成市の負担金の調整が主な内容でございます。

また、5ページには起債の償還表、6ページには消防費経常費の確定額による負担金算出表、7ページには基金の一覧表をそれぞれ掲載しております。

以上、簡単ではございますが議案第10号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（山口隆一郎君）**

これより議案第10号に対する質疑に入りますが、質疑は、歳入と歳出を区分し、歳出全般から質疑に入ります。

質問につきましては、同一議員につきそれぞれ三回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際はページ数をお示し願います。

まず、歳出全般について、ページは、12ページから15ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（山口隆一郎君）**

なければ次に、歳入全般に対する質疑に入ります。

ページは、7ページから11ページであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（山口隆一郎君）**

なければ次に、第2条「地方債の補正」、第3条「組合経費の負担の補正」に対する質疑に入ります。

ページは、4ページ、5ページであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（山口隆一郎君）**

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（山口隆一郎君）**

なければこれをもって討論を終結し、裁決いたします。

議案第10号「平成27年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（山口隆一郎君）**

御異議ありませんので、議案第10号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第16、議案第11号「平成28年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（北村雅史君）**

議案第11号「平成28年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」についてご説明いたします。

予算書の1ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,524万3千円と定めるものでございます。

第2条地方債につきましては、予算書4ページの第2表「地方債」を合わせてご覧ください。28年度は、大村署及び宮小路分署の高規格救急自動車、諫早署及び宮小路分署の消防ポンプ自動車の更新に伴う消防防災施設整備事業債としての借り入れで、限度額を1億1,580万円とするものでございます。

第3条の一時借入金、借り入れ限度額を1億円と定めるものでございます。

第4条の歳入歳出予算の流用につきましては、同一款内における各項間の流用について定めたものでございます。

第5条の組合経費の負担につきましては、組合同規約第10条第1項の規定により5ページの第3表「負担基準表」に基づいて業務区分ごとに算出し、6～7ページの第4表「市別負担額表」のとおりとするものでございます。

26年度からは、負担金見直し協議に基づく新たな負担基準により負担をお願いいたしておりますが、27年度は経過措置の2年目として、職員配置割80%、人口割20%としておりましたが、平成28年度からは原則どおり職員配置割85%、人口割15%とするものでございます。

それでは、予算の内容については、本組合の業務内容と合わせて、別添の議案第11号資料に基づいてご説明させていただきます。

議案第11号資料2の1ページをお開きください。まず、総務課関係分からご説明いたします。1款1項1目 議会費は、組合議会の運営に関する経費、2款1項1目 一

般管理費は、県央組合事務局の運営事務費、2款2項1目 監査委員費は、監査の運営事務費でございます。総務課関係の予算については、このほかに、後程、ご説明いたします予備費で構成されております。

次に事業課関係予算について、ご説明いたします。2ページ、3ページをお開き下さい。3款1項1目 塵芥処理費は、不燃物処理事業に関する経費でございます。この事務は、不燃物再生センター管理運営事務、カレット処理事業委託事務等、8つの事務事業で構成されており、不燃物の適正で円滑な処理を行っているところでございます。それぞれの具体的な業務については、記載のとおりでございます。

これまで計画的に行ってきたおりました中間整備としての施設整備改修事業は、27年度でいったん完了しております。この事業は設置から10年経ちました16年度から開始してきているところでございます。現在の施設の開設は平成6年度でございます。

28年度においては、3ページの「施設改修事業」の欄に記載しておりますように、不燃物再生センターへの給水のために本明川堤防敷内に敷設しておりました旧給水管についての撤去工事を予定しております。当該部分の写真・図面等は、議案第11号 資料3の3ページに掲載しております。東西に渡って赤い線がのびておりますが、これは橋梁に懸架していたり、又は堤防敷内にあるということでございますが、長い部分は田んぼの畦の中に設置されている部分でございます。畦までが国交省の堤防敷となっております。

また、不燃物が、どのように処分をされ、リサイクルが図られているのかということにつきましては、同じく資料3の1～2ページにフローチャートを掲載しております。

資料2に戻っていただきまして、4ページをご覧ください。消防関係の経費について、ご説明いたします。4款1項1目 消防運営費は、消防本部及び3消防署の管理事務、その他救急・通信指令等の消防全体の運営事務に関する経費となっております。

まず、消防本部管理事務は、242名の人件費が主なもので、その他管理運営事務費となっております。

次に、5～7ページの諫早署管理事務から小浜署管理事務につきましては、管内の3消防署と、その配下のそれぞれの分署等の管理に関する経費となっております。各署の概要と主な経費の内訳は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に8ページをご覧ください。職員育成事務は、幹部職員の育成、新人職員の育成研修等に係る経費となっております。9ページの予防運営事務は、火災予防啓発等に関する各種大会や講習会等を実施するための経費となっております。10ページの警防運営事務は、救助技術向上に向けた職員育成、救助装備品の整備等に関する経費となっております。救急運営事務は、救急救命士育成、救急救命装備品の整備等に関する経費とな

っております。次に、11ページの通信指令運営事務でございますが、119番通報を受ける通信指令の運営に係る経費で、通信機器のメンテナンスや通信費等に関する経費となっております。次に12ページの4款1項2目 消防施設費は、消防施設事務に関する4つの事務からなっております。

まず、車両管理事務は、消防車、救急車等の合計65台の維持管理、及び更新に関する経費となっております。主なものとしては、大村署及び宮小路分署の高規格救急自動車、諫早署及び宮小路分署の消防ポンプ自動車、大村署の防災広報車、西諫早分署及び久原分署の事務連絡車を更新する予定となっております。13ページの資器材管理事務は、火災、救急救助等の業務遂行に必要な資器材の維持管理、更新及び新規購入に要する経費となっております。14ページの施設管理事務は、各消防庁舎の維持管理のための修繕等に要する経費となっております。

次の通信指令管理事務は、無線機等の維持管理に要する経費となっております。15ページの5款1項1目 公債費は、各消防庁舎整備、各種消防車両整備等に伴う起債の償還費となっております。16ページの6款1項1目は、予備費でございます。

次に、27年度との対前年比較につきましては、議案第11号資料1の1ページをご覧下さい。先ほどご説明いたしました事務事業につきまして、経常的経費と臨時的経費に区分し、前年度との当初予算での比較をしております。経常的経費で、1億1,531万2千円 3.9%の増、臨時的経費で、4,684万9千円 32.6%の減、合計 6,846万3千円 2.2%の増となっております。

増減の主な要因についてでございますが、まず増の要因につきましては、諫早消防署新庁舎建設、消防無線のデジタル化整備の各大型事業に関する25年度の起債借入分につきまして元金償還が28年度から開始となることに伴う公債費の増と、平成26年度末に整備を完了したデジタル化整備を行った消防無線設備と新指令システムに係る保守管理費について、瑕疵担保期間中の27年度については無料とする契約であったものが1年間の無料期間を終了いたしまして、有償に切り替わることが主なものとなっております。それ以外では衛生費において、諫早市の最終処分場に埋め立てをお願いする残渣の処分量の増加による処理料の増となっております。

次に減の要因でございますが、車両更新における車両更新総額の差、27年度においては高額となります諫早署に配備した工作車でございますが、28年度においては高額車両が無いということでの差ということになります。それと旧諫早消防署庁舎等の解体事業の完了によるものが主な内容となっております。

以上で、議案第11号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（山口隆一郎君）**

これより議案第11号に対する質疑に入りますが、本案は歳入、歳出、それぞれ区分して行い、歳入は全般、歳出については款別に行い、質問については、同一議員につき款別三回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際はページ数をお示し願います。

まず、歳入全般に対する質疑に入ります。

第1款「分担金及び負担金」から第9款「組合債」まで、14ページから23ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（山口隆一郎君）**

なければ次に、歳出に対する質疑に入ります。

第1款「議会費」について、25ページであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（山口隆一郎君）**

なければ次に、第2款「総務費」について、26ページから28ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（山口隆一郎君）**

なければ次に、第3款「衛生費」について、29ページから30ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

**○相浦喜代子君**

一点ですが、11号資料1の残渣処理事業が今年度は730万8千円の増額となっております。平成27年度の597トンも多いと思いますが、予算も800トンで計算されていますが、残渣分が増えているということで見越されていると思いますが、近年の

状況を御説明いただき、根拠となるものの御説明をお願いいたします。

### ○事務局長（北村雅史君）

ただ今のご質問についてお答えします。平成24年度位までは200トン程度の量でございました。ここ数年来増えてきまして、27年度は約600トンを最終的に見込んでおります。数年来、翌年に繰り越しながらいずれは以前の量に戻るのではないかとやってきましたが、減らないという状況になってきまして、これまでの積み残しを含めた中で処理せざるを得なくなってきました。一つは、最近の新築では、それまでの食器類をほとんど処分されることが多いのか、陶磁器の持ち出しが多いと聞いております。また、缶製品は昔と比べると金属が薄くなってきています。薄くて強い素材が出てきておりまして、同じように電化製品もプラスチックが多くなってきており、今まで金属だった部分が合成樹脂に代わっていく、すると燃えるごみや砕いた時に発生する残渣が、有価物よりも可燃物や最終的に埋め立て処分をせざるを得ない残渣類にまわる部分も多くなってきているのではないかと、現場の話から思っているところでございます。

### ○土井信幸君

3款1項1目説明資料の2ページの不燃物再生センター管理運営で、処理委託が諫早と雲仙ですね、人口割でしてありますが袋や分別は統一されているのかが、一点。

次に3ページの施設改修事業は、21年から27年まで行われていますが、稼働から22年ということで、実際の施設の耐用年数はどの位なのか2点をお尋ねします。

### ○事務局長（北村雅史君）

まず、不燃物の収集におきまして各市間での分別に差はあるのか、ということですが、ございますけれども事実でございます。極力統一を図らなければと、それぞれの構成市とも御相談をしているところでございますけれども、いろいろな経過等があつて簡単には統一出来ないところもあります。ですが、どうにもならないゴミも増えてきておりますし、混ざると有価物として回収できないものもあります。

資源を有効に活用していくという意味でも、出来るだけ統一された分別の方が効率もあがるのではないかと思いますので、各構成市との協議を継続させていただければと思っております。

耐用年数の関係でございますけれども、一般的にも10年位経ちますと機器が老朽化してまいりますので、中間整備を行いまして、さらに10年、15年もたせるということです。先程申しあげましたとおり、この施設は平成6年から供用開始をしてきており

ます。10年経った平成16年度から中間整備を始め、10年程かけて整備してきております。このように中間整備をしてきたことによって、さらに10年程度延命させるということで30年から35年位使用したいと考え、対応してきているところでございます。

#### ○議長（山口隆一郎君）

他になければ次に、第4款「消防費」について、31ページから33ページまでであります。

#### ○北村貴寿君

説明資料の10ページの救急運営事務で、救命士育成で現況が79名で今年4名ということで、4名が多いのか少ないのか、例年同じ人数をしているのか推移と4名がどこに配属されるのか決まっているのか、79名が何名ずつ3市に配置をされていて年齢構成はどうなのかが一点と、先日消防隊員の意見発表を聞かせていただいて、優勝された大村署の藤本さんが投げる消火器の普及が必要という話をされていて、感銘を受け、普及や促進の費用を計上されているのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○消防長（西原直之君）

1点目の救急救命士の養成でございますけれども、養成所が東京研修所と北九州にある九州研修所に、各2名派遣する予定でございます。数については例年と同じでございます。2点目、救命士の配属ですけれども現在救急隊は、10隊の3交代制ですので、全体では30隊体制で、各隊には必ず1名は救命士を配置することになっておりますので、少なくとも30名が必要となります。

現在66名の救急救命士を現場に配置しております。これは県下では長崎、佐世保と変わらない数でございます。

投げ入れ消火器については、意見発表でもありましたけれども、商品化をされておまして色々なメーカーが出しております。コンテナのような車両をもってきてそこで延焼させて投げる、密閉空間では有効だと思います。開放空間では量的には足りない場合もあるかもしれないと思っております。

#### ○北村貴寿君

救命士の年齢構成のお答えと、開放していたら量が不足するのは何本位必要という検証はされているのですか。

### ○消防長（西原直之君）

投げる消火器は昔からありまして、消火弾というのがありました。ガラスで出来ていて、ガラスで怪我をすることや上手く投げられないなどで、流行るのが年次的なものもありました。密閉空間で有効であることはわかっておりますが、開放空間では有効ではないとまでは私では言えないと思います。

救急救命士の年齢構成ですが、救急救命士は年齢が上がると引退がありますので、一番若い人で22, 23歳の方がおります。現場で乗っている人は50代の方もおります。

### ○北村貴寿君

消火弾に流行があるのは初めて知りました。  
一般的に住宅や施設に配備するのは消火器が優位性があがるだろうと考えている見解でよろしいでしょうか。

### ○消防長（西原直之君）

男性や消火器に慣れた者は消火器が一番有効なのですが、台所で火の周りにおられる方は緊張したり焦りでなかなか使えない方もおられますので、色々な種類の初期消火の品物がメーカーから出ております。

### ○相浦喜代子君

4の1の1になりますが、資料1ページです。平成27年度職員242名、現職230名、新採用12名、再任用が10名でした。空白の採用ゼロの年がそろそろ始まってきているかと思うのですが、今回28年度の予算としては、現職237名に新採用が5名となっております、再任用が10名となっております。平成27年度からの持ち越し再任用なのか、再任用年度が何年かの割合はどのようになっているのかが1点と、昨年は12名の採用で本年は5名の計画ということで、人数計画はどのように考えておられるのかお尋ねいたします

### ○消防長（西原直之君）

再任用者の数ですが、本年度退職する昭和30年度生まれの者が2名、昨年退職された29年度生まれの人が5名です。昭和28年生まれの方が3名で以上10名です。今年久原分署が新設で12名採用しなければいけなかったのですが、久原分署の12名分と通常の採用の人をいれたら大きな数になるので、それだけの研修者を抱えるのも負

担があったので、再任用の人たちに残っていただいているということです。まもなくくる空白の世代への対応には、皆さんのお知恵をお借りしながら乗り切っていかなければならないと考えているところでございます。

#### ○千住良治君

4款1項2目の消防施設費の救急自動車に関連してですが、昨年度出動が1万件を超えたということで、今後も増える傾向にあるのではないかと思います。今後まかないきるのかという予測と、11号資料2の14ページの消防庁舎の現況をみてみますと、小浜消防署が築42年ということで今後の計画をお聞きしたいと思っております。

#### ○事務局長（北村雅史君）

庁舎整備の関係から報告させていただこうと思っております。整備経過年数が長くなっているものがあるのは、県央組合が発足した時点で、分署を含めてその時期に一斉に作られていますので、40年を超える部分がでてきています。計画的に進めてきたのが諫早署や大村署であるわけでございます。現時点での最大の懸案と思っておりますのが、小浜署の建て替えでございます。海風が近いことや時間的な部分もございまして、かなり傷んでいるという認識はございます。土地の提供は地元なので、雲仙の方で具体的な検討に入ると聞いており、調整がされてくるものと思っております。資金的な部分はある程度準備はしてきていますので、諸々の事情が解決されれば、具体的に進んでいくのではないかと考えております。分署等につきましても、諫早市の建築住宅課職員に対しても併任をお願いしておりますので、職員と一緒に現場を回りまして、建屋の今の状態を把握してきております。駆体はしっかりしているが雨漏りが、という部分については、27年度において宮小路分署と高来分署の屋上防水を施行しており、28年度の予算に計上させていただいているのが雲仙の分駐所の屋根の全面防水対策を行う予定で、駆体がしっかりしている部分については、延命させる対応をとってきているところでございます。そうしないと次の時点で、同じように更新のタイミングが重なってきますので、分散できるものは分散していきたいと考えています。ただ多良見分署につきましては、状況を詳細に確認しないといけないという話でございましたので、検証をしてくれているところでございます。

#### ○消防長（西原直之君）

救急車の救急件数増に関してですが、昭和47年組合が発足した当時は1,000件ちょっと位でした。現在は1万件、最初の3年間で倍増し、ここ数年増えかけてきてい

ますが、救急隊も当時と比べますと増隊をしております。現在、久原分署を入れて10隊で運用しておりまして、大村市に関していうと本署を中心に宮小路と久原が配置され、適度な配置と感じております。雲仙市におきましても、当時5町でしたので愛野分署が愛野と吾妻の丁度真ん中に配置をして、千々石、小浜、南串山の真ん中の小浜に小浜の本署を配置をしております。諫早市についても、諫早の庁舎が移転しましたが、西方面には西諫早、多良見を配置し、東方面には高来、南方面には飯盛分署がありますので、距離的には適正な配置と思っておりますけれども、件数的には若干大小の差があります。これは地域住民数が違いますので当然ではないかと思っております。これからも増え続けることに関しましては、救急車の適正利用を随時呼びかけてお願いをしていくつもりでございます。

### ○土井信幸君

4款1項1目で、説明資料の4ページになりますが、共通して諫早署管内の管理事務、大村署の管理事務、小浜署の管理事務でございますけれども、危険物施設数は359と230と78施設ありますけれども、定期的に指導をされているのですか。

それと、小浜署の管理事務の中で防火対策対象物棟数が極端に増えています。昨年に比べなぜ増えたのか。

あと1点、11ページになりますが通信指令運営事務、7,353万8千円、昨年の決算と比べると倍増していますが、デジタル化が原因と思いますが機器メンテナンス等委託がだいぶ増えています、今後この金額になるのかお尋ねいたします。

### ○事務局長（北村雅史君）

最後の通信指令運営事務の関係の分からお答えさせていただきますが、新指令システムとデジタル無線整備の機器メンテナンス費の委託料が、引渡し後1年間は無償とする契約であったことから昨年度は無料であった分が有償になってくるもので、今後に渡ってこの金額が発生するということでございます。更新前の旧指令システム関係も4千万円近くの経費がかかっておりましたので、デジタル化することで若干機材等が増えて上がってはおりますが、更新前も同じような経費があったということでございます。

### ○消防長（西原直之君）

1点目の危険物施設ですが、消防が許可をしております、査察といいまして必ず1年に1回以上立ち入り検査をしておりますので、数については把握をしております。

2点目の小浜消防署の管理費の防火対象物の増の理由ですが、査察実績表によります

と、増数が5になっておりますので極端な数字ではなかったと思っております。

**○土井信幸君**

去年の8月の決算の資料をみますと、26年3月31日で678棟、今回の資料では904棟ということでだいぶ増えていますので何か計算の仕方が違うのかということが一つ、それと査察で問題のあるところはあまり無いのですか。火災があったときに指導に従わなかったなどトラブルがありますが、その辺は問題はないのかどうか。

**○消防長（西原直之君）**

小浜消防署の防火対象物の増についての資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えします。指導については、防火対象物の規模等によっては、1年に2回、3年に1回、1年に1回などいろいろあります。大きなホテルなどは年末と4月、普通の特定防火対象物などは1年に1回など査察の基準がありまして指導しております。指導に従わない場合ですが、査察に行っても改善していただけない場合があります。お金がかかることではありますが、重ねて指導をしております。特に、緊急に人命危険があるような場合には査察の指導書以外に勧告書や警告書など、レベルの強化を図る指導書を配付して改善をお願いしているところでございます。

**○議長（山口隆一郎君）**

ほかになれば次に、第5款「公債費」、第6款「予備費」について、34ページから35ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（山口隆一郎君）**

なければ次に、第2条「地方債」、第3条「一時借入金」、第4条「歳出予算の流用」、第5条「組合経費の負担」について、1ページであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（山口隆一郎君）**

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（山口隆一郎君）**

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第11号「平成28年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(山口隆一郎君)

御異議ありませんので、議案第11号は、原案どおり可決されました。

○議長(山口隆一郎君)

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(山口隆一郎君)

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、平成28年第1回県央地域広域市町村圏組合定例会を閉会いたします。

午後4時55分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議 長 山口隆一郎

---

会議録署名議員 土井信幸

---

会議録署名議員 山口雪夫

---